

太田市告示第 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のように委託したので、同条第 2 項及び太田市財務規則（平成 1 7 年太田市規則第 7 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 8 日

太田市長 穂積 昌信

- 1 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地

- (1) 名称 一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団
- (2) 所在地 群馬県太田市浜町 2 番 3 5 号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

太田市駅なか文化館施設使用料

- 3 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

- 4 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日